

・令和7年8月8日付け旭長社第441号通知「ケアプランの軽微な変更の考え方について」におけるケアプランの目標期間の延長に関するQ & Aの改定箇所

(1) 通知本文の対応する箇所 ※今回、変更はありません

通知 5 軽微な変更の取扱いに係る考え方と例
別表の4「目標設定期間の延長」

	内容	旭川市の考え方	軽微な変更と考えられる事例
4	目標設定期間の延長	<p>目標設定期間の延長は、基本的に、利用者の状態等の再アセスメント、課題の分析、目標の再設定及びサービスの提供内容の見直しを必要とする場合が想定されることから、原則として、ケアプランの作成に当たっての一連の業務を行う必要があります。</p> <p>ただし、支援経過において、目標の達成のための効果が一定程度に認められており、短期間かつ一度の延長で目標の達成が見込める場合は、「軽微な変更」に該当するものと考えられます。</p>	<p>目標である1km先のスーパーまでの移動が、休み休みであるが可能となった。</p> <p>これまでのサービスの提供内容で移動能力が改善し、あと1か月、デイサービスでの訓練を継続することで、より安定したスーパーまでの移動が可能となると判断し、期間を1か月延長する。</p>

(2) Q&Aの今回の改訂箇所 (文章の削除)

通知 9 軽微な変更に関するQ&A
2「目標設定期間の延長」

	内容	質問内容	回答
2	目標設定期間の延長 (5の別表の4)	<p>利用者の状態変化がなく、ケアプランの内容に変更がない場合における目標期間の延長はなぜ1度までと限定しているのでしょうか。</p>	<p>長期間又は繰り返しの延長によって、同じ目標が長期間続くことは、そもそもの目標設定が適切ではない恐れがあることから、短期間かつ1度までと限定しています。</p> <p>利用者の状態の変化がないから、同じ目標でよいということではなく、状態の変化がない中でも、具体的で利用者が達成可能な目標設定を再検討する必要があると考えられます。</p> <p><u>なお、短期間とは、一概には言えませんが、概ね3か月以内を想定しています。</u> (↑ 下線部を削除)</p>